

福岡県公報

令和四年八月十二日
第三百二十三号
増刊
①

目次

規則(第三十二号)

○福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則(行政経営企画課)……………一

規則

福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年八月十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十二号

福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県行政手続条例施行規則(平成八年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「署名押印」を「署名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。